

次世代地域公共交通ビジョン推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 徳島県における地域公共交通の維持・確保に向けた取組みを検証し今後の施策について必要な助言を行うため、徳島県生活交通協議会の下に、次世代地域公共交通ビジョン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- （1）次世代地域公共交通ビジョン（以下「ビジョン」という。）の推進に関すること。
- （2）その他、ビジョンの推進に必要な事項に関すること。

（委員）

第3条 委員会は、委員20人以内で構成する。

- 2 委員は、別表に挙げる分野について識見を有する者の内から、徳島県生活交通協議会会長が指名又は委嘱する。
- 3 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。また、補欠のために指名又は委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選任する。
- 3 委員長は委員会を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長がかけたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は必要に応じて、公共交通機関利用者等を招聘し、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第6条 委員会に関する事務は、県の公共交通主管課において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

分 野	備 考
学識経験者	
交通関係者	
観光関係者	
教育関係者	
福祉関係者	
システム関係者	
徳島県生活交通協議会 (国、県、市町村関係者)	